

公 募 公 告

地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第5条の規定に基づき、次の実施要領のとおり企画提案競技を行うので公告する。

令和5年1月6日

地方独立行政法人秋田県立病院機構
理事長 鈴木 明文

秋田県立循環器・脳脊髄センター食事提供（患者給食）業務委託 企画提案競技実施要領

1. 主旨

本実施要領は、地方独立行政法人秋田県立病院機構 秋田県立循環器・脳脊髄センター（以下「循環器・脳脊髄センター」という。）の食事提供（患者給食）業務委託について広く企画提案を募集し、総合的な審査により委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

（ア）名称

秋田県立循環器・脳脊髄センター食事提供（患者給食）業務委託

（イ）内容

別添「秋田県立循環器・脳脊髄センター食事提供（患者給食）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（ウ）履行場所

秋田県秋田市千秋久保田町6番10号

秋田県立循環器・脳脊髄センター

（エ）予定契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

（オ）想定予算上限額

当該業務に係る予算額は、305,184,000円（消費税及び地方消費税を含む。消費税は10%での積算とする。）とする。ただし、この金額は事業の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

3. 事務局

本企画提案競技に関する事務局は、以下に置く

秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部総務管理課
〒010-0874 秋田市千秋久保田町6番10号
電話 018-833-0115 FAX 018-833-2104

4. 参加資格要件

- ① 秋田県により指名停止の措置がなされていないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 次の1）から6）に該当しないこと。
 - 1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 2) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - 6) 上記に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- ④ 参加申請書の提出時点で、一般病床数が120以上の秋田県内の病院において、患者給食業務（献立作成、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳および衛生管理等給食業務全般をいう）の受託実績を、継続して2年以上有する者。
- ⑤ 秋田県またはこれに隣接する都道府県における「院内調理患者等給食業務」の医療関連サービスマーク認定事業者である者。
- ⑥ 関係法令、規則等に違反していない者。

5. 企画提案競技実施要領、仕様書の交付期間及び交付場所

企画提案競技の実施に関する要領及び仕様書の交付期間及び交付場所は次のとおり。

(ア) 交付期間

令和5年1月6日（金）から令和5年1月16日（月）の午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間（土・日・祝祭日を除く）

(イ) 交付場所

秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部総務管理課

(ウ) その他

交付場所において次の書類を交付する。

- ① 企画提案競技要領
- ② 食事提供（患者給食）業務委託仕様書
- ③ 様式集
- ④ 審査基準
- ⑤ その他参考資料

6. 質疑照会

(ア) 提出方法

本企画提案及び仕様書等に質問がある場合には、質問票（様式第2号）に記載のうえ、次により提出する。

(イ) 受付期間

令和5年1月9日（金）から令和5年1月16日（月）の午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間（土・日・祝祭日を除く）

(ウ) 提出方法

電子メールもしくはFAXにて事務局まで送付すること。電話その他の照会には応じない。

(エ) 質疑の共有

提出された質問のうち、応募者への共有が必要と判断されたものについては、回答を整理して、WEBサイトへ掲載する。

(オ) 質問に対する最終の回答期限

令和5年1月24日（火）までに随時公表する。

7. 資格審査

企画提案競技に参加しようとする者は、参加資格を有することを証明するため、次の書類を提出しなければならない。

(ア) 参加資格確認申請書類

- ① 様式第1号 「企画提案競技参加資格確認申請書」
- ② 様式第1-2号「会社概要等整理表」
- ③ 様式第1-3号「病院給食業務の受託実績書」

120床以上の医療機関での受託実績で、現在も受託中の医療機関（2施設まで）を記入すること。実績を証明するため、契約書の写し、または当該医療機関から出される実施証明書等、契約の事実を確認出来る書類を添付すること。

なお、契約の相手方が確認できない書類は不可とする。

- ④ 代行保証体制がとれることを確認できる書類の写し

(イ) 提出方法

- ① 提出期限：令和5年1月19日（木）午後5時必着
- ② 提出場所：秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部総務管理課
- ③ 提出方法：郵送又は持参

(ウ) 確認結果

- ① 確認結果は、全ての申請書提出者に通知する。なお、参加者としての資格を有しないと判断した者については、理由を付して通知する。
- ② 確認結果は、令和5年1月24日（火）付けで書面により通知する。

8. 企画提案書等の提出手続き

(ア) 企画提案提出書類

- ① 食事提供（患者給食）業務提案総括表…様式 3
- ② 会社の状況…様式 3-2
- ③ 病院給食に関する基本的事項（1）（2）（3）…様式 4、4-2、4-3
- ④ 安全衛生管理等…様式 5
- ⑤ 患者満足度の向上（1）（2）…様式 6、6-2
- ⑥ 業務運営体制（1）（2）…様式 7、7-2
- ⑦ 危機管理体制（1）（2）…様式 8、8-2
- ⑧ 従業員教育の状況（1）（2）…様式 9、9-2
- ⑨ 給食業務受託状況…様式 10
- ⑩ 委託料見積書…様式 11
- ⑪ 財務関係書類（直近 3 期分）
 - ・ 計算書類（営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書）
 - ・ 有価証券報告書（作成している場合）

（イ）留意事項

- ① 提案件数は 1 社 1 提案のみとする。
- ② 企画提案書の提出部数は 8 部とする。（正本 1 部、副本 7 部）
- ③ 企画提案書の本文の様式は表現のため必要がある場合を除き、原則として A 4 版縦置き、横書き、左綴じとすること。また、頁番号を記載すること。

（ウ）提出方法

- ① 提出期限：令和 5 年 2 月 2 日（木）午後 3 時必着
- ② 提出場所：秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部総務管理課
- ③ 提出方法：郵送又は持参

（エ）その他

- ① 提出期限まで企画提案提出書類を提出しない者は辞退したと見なす。
- ② 提出期限後における企画提案書の追加及び変更は認めない。

9. 評価委員会

企画提案競技の実施に当たっては、「秋田県立循環器・脳脊髄センター食事提供（患者給食）業務委託候補者評価委員会設置要綱」に基づき設置した秋田県立循環器・脳脊髄センター食事提供（患者給食）業務委託候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、提案内容を評価する。

10. 契約候補者の選定

（ア）選定方法

評価委員会において、企画提案内容を書面審査、ヒアリングに基づいて評価を行う。

評価委員会の評価を参考に秋田県立循環器・脳脊髄センター経営企画会議において契約候補者を選定する。

なお、選定された者が辞退するか、参加資格要件を満たさなくなった場合は次

点の者を契約候補者とすることができる。

ヒアリング・質疑応答を30分程度実施する。

(イ) 評価事項

評価委員会において評価する事項及び配点比率は、別紙1「評価基準」のとおりとする。

(ウ) 選定の時期

ヒアリングの日程については、参加資格審査の決定通知と併せて連絡する。

(エ) 選定結果

選定の結果は、書面により速やかに通知する。

1 1. 失格事由

次のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外するものとする。

(ア) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(イ) 他の提案者と応募案件の内容又はその意思について相談を行うこと。

(ウ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(エ) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(オ) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

1 2. 苦情申立

手続きに関して不服がある場合は、任意の書類により苦情を申し立てることができる。

1 3. 契約の締結

(ア) 契約内容

契約候補者と、契約条件を協議のうえ、委託契約を締結する。

(イ) 契約書作成の要否

要

(ウ) 契約保証金

契約者は、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する必要がある。

ただし、契約の相手方が過去2年間の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合は免除する。

(エ) 作成部数

契約書は2通作成し、発注者及び受託者双方各1通保有する。

(オ) 作成費用

契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とする。

14. 結果公表

企画提案の選定結果は、契約候補者の名称をWEBサイトで公表する。

15. その他

(ア) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(イ) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(ウ) 企画提案書等の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(エ) 提出された書類は、契約候補者の選定以外の目的には参加者に無断で使用しないが、選考を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。

(オ) 提出された書類は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）に基づく情報公開の対象となる。

(カ) 参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

(キ) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。